



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新食糧法と北海道米の需給動向(1997年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法と北海道農業」)
Author(s)	清水, 周
Citation	北海道農業経済研究, 7(2), 11-27
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63167
Type	journal article
File Information	KJ00009065005.pdf



[報 告] 1997年度秋季大会シンポジウム

新食糧法と北海道米の需給動向

清 水 周 *

はじめに

今回与えられた課題は、約半世紀の間我が国の基本食料である米麦を管理していた食糧管理法が、95年11月に新食糧法に移行し、我が国の米事情は大きく変わった。北海道稲作農業にどのような影響があるかを販売面を中心に報告し、今後の対応策について報告する。

I. 新食糧法の概要

新食糧法の主な変更点は、まず全体需給の調整として、生産調整と備蓄調整保管、輸入を組み合わせで行うこととし、生産調整と輸入が明確に位置付けられた。さらに、流通のあり方については、規制緩和による流通の合理化を目的に、

1. 流通ルートの弾力化と複線化
2. 計画外米の認可
3. 米販売等の許可制から認可制による参入障壁の撤廃

また、価格形成は、市場原理の導入を目的に

1. 自主流通米価格形成センターにおける入札取り引きの実施
2. 政府米買入れ価格についても、市場実勢要

素の取入れ

などが新たに導入された。

II. 最近の北海道水田農業に関する事情

1. 北海道米の価格と販売状況

以上のような市場原理と規制緩和によって、北海道米の価格と販売状況に大きな影響を与えている。北海道自主流通うるち米価格については、新食糧法が実施された95年産と97年産との自主流通米価格形成センターにおける価格を比較すると、米過剰期であることも反映し、この3年間で17%、約3,000円/60kgほど大幅な価格低落となっている。(表1) さらに、全体的に米の価格は急落し

表1 自主流通米価格の推移(きらら397)

年 産	指標(落札)価格
6年産	19,377円/60kg
7年産	18,217円/60kg
8年産	17,448円/60kg
9年産	15,428円/60kg

資料: 自主流通米価格形成センター調べ

注1) 価格は年平均価格

2) 9年度産は大阪取引所第3回目入札結果

* J A 北海道中央会農業対策部米穀農産課

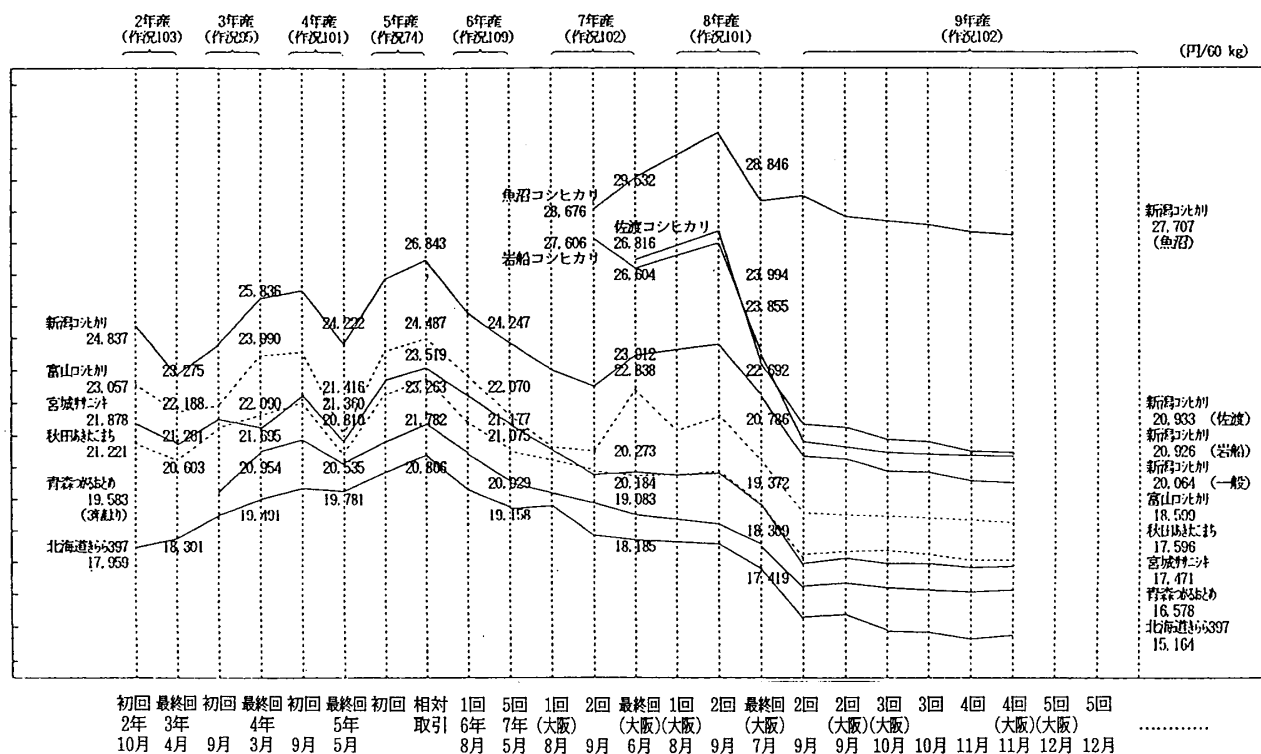


図1 自主流通米の入札取引結果（東京取引場指標価格）

- 注1）2年産、3年産、4年産、5年産、6年産については、初回・最終回の数値にて記載しています。
 2）5年産については、第3回以降入札中止のため、相対取引価格の仮定値としています。
 3）7年産の第5、6、7、8回については、東京・大阪の加重平均価格にて記載しています。

（一部食糧庁資料より引用）

ているが、95年産から規制緩和の一環として地区上場が認められたこともあり、米価格が二極分化している。地区上場が認められている以前の94年産新潟コシヒカリと「きらら397」との価格差は5千円程となっているが、97年産においては、新潟コシヒカリから分離した魚沼コシヒカリとの価格差は12千円と2倍程度と拡大している。（図1）

95・96年産銘柄別販売の価格推移をみると、97年2月において秋田こまちや関東コシヒカリなどの中間価格帯米は3局分化しており、東北ササニシキグループA₁の価格は、2万1千円を割る水準までアップし、関東コシヒカリグループA₂については2万円程度と横ばい、東北あきたこまちグループA₃は2万円台を割って価格が低落している。また、政府米についても95年産1類グルー

プC₁の1万7千円程度の価格水準帯から、94年産5類グループC₂のが1万5,500円程度の価格帯まで、価格形成が広がっている。

一方、北海道米は「値ごろ感のあるおいしい米」として2/3を業務用米、1/3を「きらら」を中心に単品で販売されている。ちょうどこの北海道米の価格帯に、東北あきたこまちグループA₃の価格低落と95年産政府米1類グループC₁の価格が形成されており、さらに、政府米の新米との抱き合わせ販売によって、北海道米の居場所がなくなり販売環境が悪化している。（図2）

このような状況から、このままの対応では、北海道米が大量に売れ残る可能性もあり、ひいては生産調整面積に大きく影響を与えることが想定され、JAグループ北海道として、ユーザーに応じた多

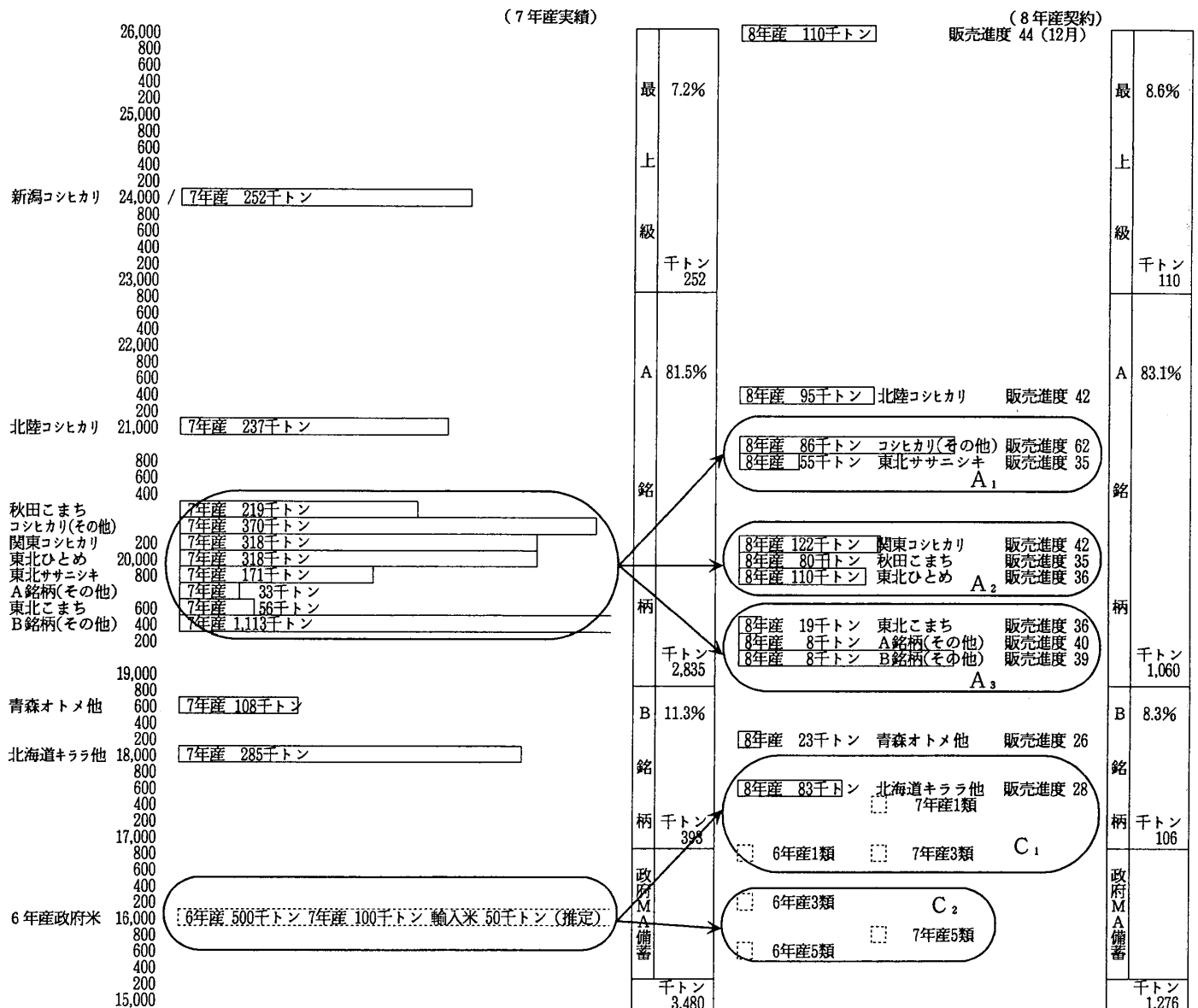


図2 7、8年産銘柄別販売価格

角的な販売である用途別販売を97年産米から導入した。さらに、96年産についても売り切ることが必要であり、販売対策費として今まで積み上げてきた基金を取り崩し、1俵あたり1,500円総額85億円もの金額を注ぎ込み販売促進を実施。それにもかかわらず、96年産の販売状況は、自主流通米は35万トンのうち2割にあたる7万トンを販売残となり、秋田、宮城に次ぐ在庫量となった。しかし、水稻作付面積と在庫率を比較すると、比較的良質米地帯である新潟・福島にならぶ程度の販売

実績となった。(表2)

一方、96年産北海道政府米在庫率は、北海道自主流通米販売促進などの影響を受け、93%とほとんど売却がなされない実績となった。(表3)

以上のように、北海道米の販売数量は、長年積み上げてきた基金と共計からの支出で85億円も費やし販売促進を実施したが、2割も残る非常に厳しい販売環境下にある。

表2 96年産自主流通米在庫量と作付け面積との比較
(97年10月末見込み)

	水稲作付面積	構成比A	在庫数量	構成比B	A-B
秋田	104.900	5.4	84	10.9	-5.5
宮城	93.700	4.8	74	9.6	-4.8
青森	64.100	3.3	55	7.1	-3.8
富山	47.400	22.4	34	4.4	-2.0
山形	79.700	4.1	47	6.1	-2.0
栃木	75.900	3.9	42	5.5	-1.6
福島	86.900	4.5	44	5.7	-1.2
新潟	128.900	6.6	60	7.8	-1.2
北海道	154.300	7.9	70	9.1	-1.2
岩手	69.900	3.6	34	4.4	-0.8
佐賀	34.400	1.8	19	2.5	-0.7
山口	29.600	1.5	15	1.9	-0.4
石川	30.800	1.6	13	1.7	-0.1
東京	278	0.0		0.0	0.0
沖縄	1.160	0.1		0.0	0.1
熊本	48.800	2.5	19	2.5	0.0
島根	24.600	1.3	9	1.2	0.1
神奈川	3.610	0.2	0	0.0	0.2
長野	40.500	2.1	15	1.9	0.1
滋賀	41.800	2.1	15	1.9	0.2
香川	18.100	0.9	5	0.6	0.3
山梨	6.020	0.3		0.0	0.3
福井	32.900	1.7	11	1.4	0.3
和歌山	9.050	0.5	1	0.1	0.3
大阪	7.390	0.4	0	0.0	0.4
奈良	11.400	0.6	1	0.1	0.5
鳥取	16.800	0.9	3	0.4	0.5
岡山	41.400	2.1	12	1.6	0.6
長崎	17.200	0.9	2	0.3	0.6
高知	15.000	0.8	1	0.1	0.6
徳島	15.800	0.8	1	0.1	0.7
大分	30.500	0.9	7	0.9	0.7
京都	19.100	1.6	2	0.3	0.7
三重	38.400	2.0	9	1.2	0.8
愛媛	19.100	1.0	1	0.1	0.9
群馬	20.900	1.1	1	0.1	0.9
岐阜	31.000	1.6	5	0.6	0.9
静岡	20.400	1.0		0.0	1.0
鹿児島	30.600	1.6	4	0.5	1.1
広島	31.700	1.6	4	0.5	1.1
宮崎	25.700	1.3	1	0.1	1.2
愛知	35.400	1.8	4	0.5	1.3
福岡	47.700	2.5	8	1.0	1.4
埼玉	39.600	2.0	4	0.5	1.5
兵庫	47.000	2.4	5	0.6	1.8
千葉	68.500	3.5	12	1.6	2.0
茨城	85.300	4.4	17	2.2	2.2
合計	1,944.208	100.0	770	100.0	

2. 主要要因

このような北海道米価格の低落と販売環境の厳しさの要因として

- 1) 94年からの4年連続の豊作によって、平年よりも18ポイント多くなっており、国内生産量を1,000万トンとすると180万トンに及ぶ在庫積み上げ。(図3)

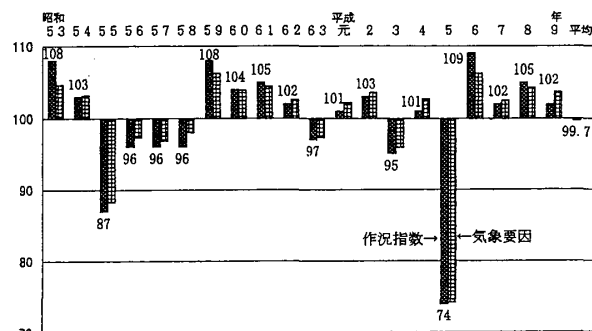


図3 最近20年の水稲作況指数と気象要因(被害率)
(全 国)

- 2) 価格の低落傾向時期では、将来的に価格が安くなることが確実であり、流通業界は当用買いした方が、経済的にメリットがある。この様なことから、流通在庫が減少し通年よりも58万トン(96年産)も減少。面積に換算すると約12万haにもなり、北海道水稲作付面積の8割にも匹敵。逆に、価格上昇期においては、流通在庫が増大することが想定される。(表4)
- 3) UR合意時期に閣議決定として、MA米は国産米の価格などに影響を与えないように売却することを約束している。しかし、10RYへの繰越として販売計画の4割に当たる29万トンもの大量在庫を抱えている。このことが少なからず国産米価格に影響を与えている。(表5)
- 4) 計画外米は、一般に倉庫などを保有していな

表3 政府米売却状況(9年8月末)

	全 国				北海道(5類)			
	買入数量	売却数量	在庫	在庫率	買入数量	売却数量	在庫	在庫率
6年産	1,905千トン	1,302千トン	603千トン	32%	352千トン	265千トン	87千トン	25%
7年産	1,617千トン	381千トン	1,236千トン	76%	277千トン	61千トン	216千トン	78%
8年産	1,131千トン	249千トン	882千トン	78%	192千トン	14千トン	178千トン	93%

表4 国産米の在庫増の要因分析（試算）

（単位万：トン）

	8 R Y	9 R Y	10 R Y	11 R Y
	220 (8年10月末)	196 (9年10月末)	174 (10年10月末)	150 (11年10月末)
新生産調整策定時の在庫見通し (7年11月)		▲24 (958-982)	▲22 (955-977)	▲24 (948-972)
生産調整による在庫縮減		生産 需要 計画 計画	生産 需要 計画 計画	生産 需要 計画 計画
生産面からの在庫増 ① (作況変動等による在庫増)		(8年作況105) +55 1013-958 生産 生産 実績 計画	(9年作況102) (10月15日現在)	
需要面からの在庫増 ② (計画流通米の販売計画と実績との乖離) (重要緩和、価格低下の下での流通在庫の取崩し、最終消費の減少等による在庫増)	+43 (543-500) 需要 需要 計画 実績	+58 程度 (527-469 程度) 需要 需要 計画 実績 見込		
在庫増減 ①+②	43	113 程度		
10 月 末 持 越 在 庫 量	263	352 程度		

注1) 生産量は加工用米(19万トン)を除く主食用等の生産量である。

2) 需要面からの在庫増は、計画流通米の販売計画と実績との乖離として算出したものである。(計画外流通米として出荷されたものは全量消費に回ったものと推定)

3) 9 R Yの計画流通米の需要実績見込は、9年9月末までの販売実績等をベースとする試算値である。

表5 9 米穀年度のMA米の需給状況

	計 画	見 通 し
8 R Yからの繰越 備蓄 持越在庫 8 F Yの輸入 供給計	10 21 51 82	
既存加工用 米粉調整品代替 援助・新規用途等 需要計	31 5 35~40 70~75	23 程度 5 程度 15 程度 43 程度
10 R Yへの繰越 備蓄 持越在庫	10 —	10 29 程度

注1) 8 R Yからの繰越には、MA米のほか、MA米の主食用供給により主食用以外に振り向けられた国産米も含んでいる。

2) 援助・新規用途等の15万トン程度の内訳は、K R 援助7万トン程度、北朝鮮援助5万トン程度、主食用供給3万トン程度である。

いことから新米時期に売り切っている。96年産においては、約7割を新米時期である9月から11月までに販売している。しかも、近年になっ

て数量自体も増加しており、全体生産量の3割まで占めている。このように、計画的に販売しない計画外米の増加は、米価格全体に影響を与えている。(表6)

5) 小売り段階の意向が、特に、スーパーからの意向が強くなっており、安売りの目玉としてお米の安売りが日常茶飯事となっている。小売り意向の典型的な例として精米した日に納入依頼があり、貯蔵食料である米が生鮮食料として扱われているのが実態。事実小売りからの厳しいニーズなどから、米卸業界の軒並み赤字経営を強いられている。このような小売りの意向が影響を与えている。

3. 北海道水田農業経営への影響

急激な米事情の急展開によって、全国的にもコシヒカリやササニシキなどを除き北海道の主要銘柄を含む14銘柄が、政府米買入価格を下回る生産

表6 計画外流通米の月別出荷動向

(単位: 万トン)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
7年度(7年9月～8年8月まで) ①	25	45	31	16	6	5	5	5	5	5	5	14
8年度(8年9月～9年8月まで) ②	45	81	36	16	6	6	5	5	5	5	6	15
前年差 ②-①	20	36	4	0	0	1	0	0	0	0	1	2
9年度(9年9月～10年8月まで) ③	41											
前年差 ③-②	▲4											

注) 生産者の米穀現在高等調査(食糧庁)に基づく推計値である。

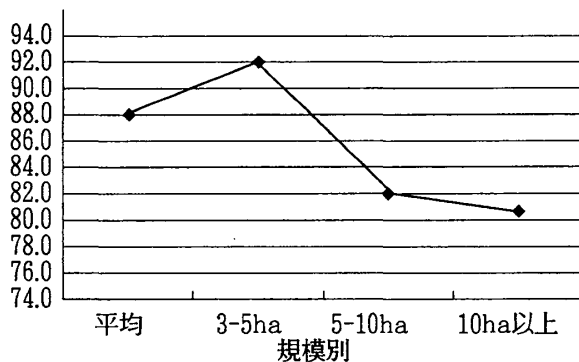
表7 入札取引指標価格から試算した生産者手取額が政府買入価格を下回る銘柄(14)

(単位: 円/60kg)

産地	銘柄	生産者手取額試算 a	政府買入価格 b	差額 a-b
北海道	ゆきひかり	14,688円	15,492円	▲824円
北海道	きらら397	15,089円	15,492円	▲403円
北海道	ゆきまる	14,716円	15,342円	▲626円
青森	むつほまれ	15,783円	16,092円	▲309円
山形	はなの舞い	16,081円	16,342円	▲261円
石川	能登ひかり	16,137円	16,342円	▲205円
福井	ハナエチゼン	15,915円	16,092円	▲177円
滋賀	日本晴	15,875円	16,492円	▲617円
岡山	アケボノ	15,492円	16,492円	▲1,000円
山口	日本晴	15,151円	16,092円	▲941円
山口	ヤマハウシ	15,665円	16,492円	▲827円
福岡	夢つくし	15,947円	16,092円	▲145円
大分	ヒノヒカリ	16,256円	16,342円	▲86円
千葉	初星	15,866円	16,342円	▲476円

注) 生産者手取額(試算) = 指標価格(10月24日時点) × 消費税率(1.05) - 流通経費(2,000円)
+ 自主流通米計画流通対策費(特定銘柄 1,140円、その他銘柄 890円)

減少率%



◆ 前年対比率%

【北海道単一稲作経営 9年推計】

区分	百万円	平均	3-5ha	5-10ha	10ha以上
前年対比額	百万円	-0.81	-0.73	-1.09	-2.10
前年対比率	%	87.7	92.1	81.9	80.7

- * 農業所得は8年度道米生産費調査データを用いて試算
- * 農外所得は6年度の道稲作単一経営データを用いた
- * 米の単価は各年の仮渡し金を用いた(8年度は¥15,516、9年度は
1. 政府買入制限なし¥13,875、2. 制限あり¥13,612.5)
- * 2ha未満のデータは統計情報事務所ではまだ集計されていない

図4 水田農業規模別農家所得推計(買入れ制限なしの場合)

者手取り価格となっている。(表7)したがって、97年産北海道米仮渡金額は、生産費を13%も下回る13千円/俵となり、稲作経営所得に大きな影響を与えている。

この影響は経営規模が大きいほど、また稲作依存度の高い経営ほどその影響は顕著になっている。北海道生産費調査と農家経営調査結果を活用して97年度の農家所得を試算すると、特に担い手の多い10ha以上の米単一経営では、前年対比で19.3%と210万円もの多額の所得減収が想定されている。さらに、97年夏の異常低温の影響を受け、収量は平年よりも多いものの1等米比率は低下するなどの品質低下を加えると300万円以上のもの著しい減収となる専門的農家も散見される。すなわち、消費者ニーズに積極的に取組もうとして、多額の投資を行い規模拡大を行って低コスト生産している経営ほど今回の米価格低落の影響を大きく受けている。(図4)

事実、道内における水田農業危機突破大会が各地で27回、延べ11,430人もの農業者を始め、商工関係者など関係機関の参加を得て地域ぐるみで行われた。

Ⅲ. 新たな米政策の内容と課題

このような水田農業の異常事態から、小手先だけの政策改善では解決が難しい状況となっており、今回の米政策運動では抜本的な米にかかわる政策変更をJAグループとして要求し、97年11月末に以下のような新たな米政策が決定された。

1. 新たな米政策の内容、総額6,101億円

1) 生産調整推進対策(2年産分)

(1) 米需給安定対策(1,830億円)

全国各地の農業者の公平な抛出現(水田当たり3,000円/10a)と政府の助成により資金を造

成し、この資金からの生産調整の態様により交付。

なお、地域集団加入促進については、政府の全額助成。(図5)

(2) 水田営農確立助成金(508億円)

大豆、麦、飼料作物などを取り込み稲作・転作一体となった望ましい水田営農の実現に取組

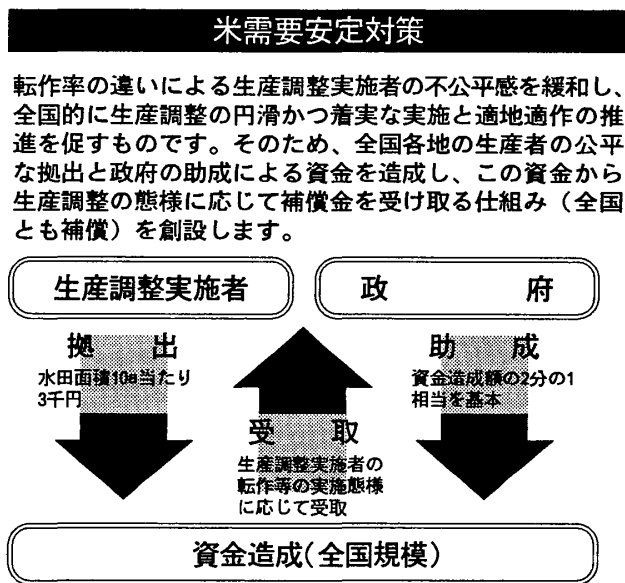


図 5

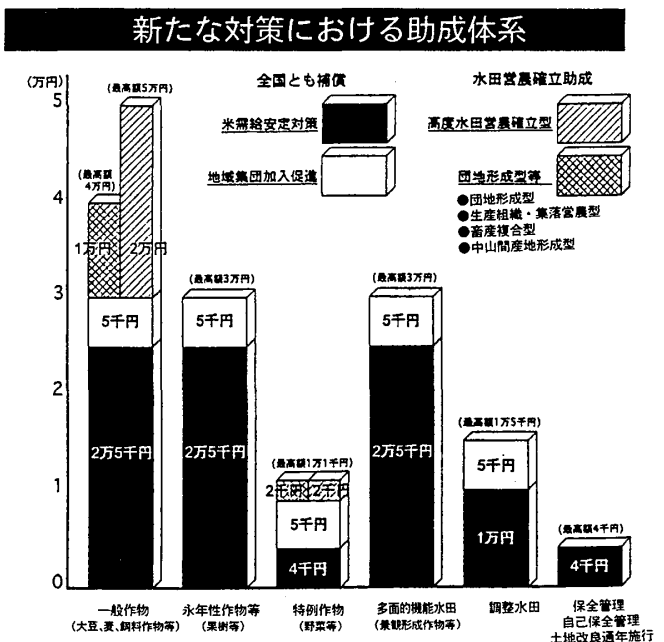


図 6

水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策系

湿外の克服、収量向上などの課題に対応した技術対策を計画的に実施する農家・営農集団を支援します。

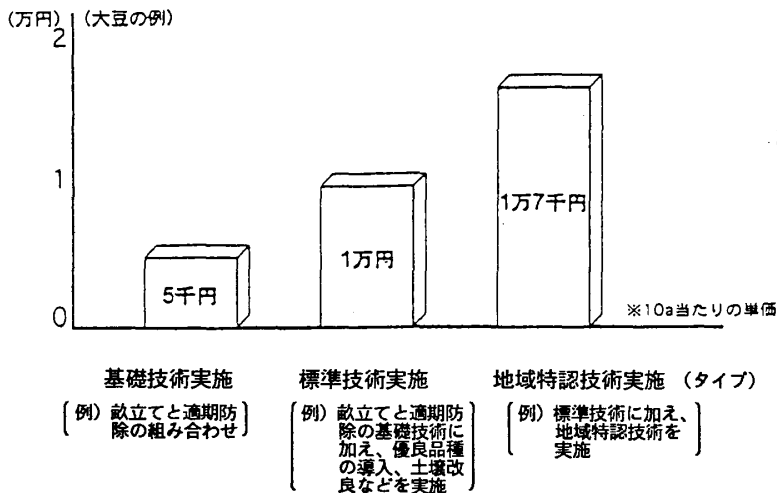


図 7

む農業者や地域を支援する助成体系を確立するため、現行加算体系を重点化・簡素化。

特に、ある程度需給にゆとりがある大豆・麦などに交付単位を高く設定。(図6)

2) 麦・大豆・飼料作物生産振興の緊急対策 (400億円)

水田における麦・大豆・飼料作物の生産振興として、収量向上などに対応した技術対策を実施する農家・営農集団に対し、必要な経費を100%助成。(図7)

3) 稲作経営安定対策 (2年産分)

(1) 稲作経営安定資金助成 (1,916億円)

価格低落の補填対応として参加生産者の拠出(基準価格の2%)と政府助成(基準価格の6%)の財源で、当年産の自主流通米平均価格が補填基準価格を下回った場合、その差額分80%の額を補填金として生産者に交付。(図8)

(2) 稲作経営安定対策運営円滑化対策 (526億円)

96・97年産自主流通米在庫(金利・保管料等)に関する助成措置。

4) 対策の円滑な実施のための特別対応 (921億円)

稲作経営安定対策及び移行対策

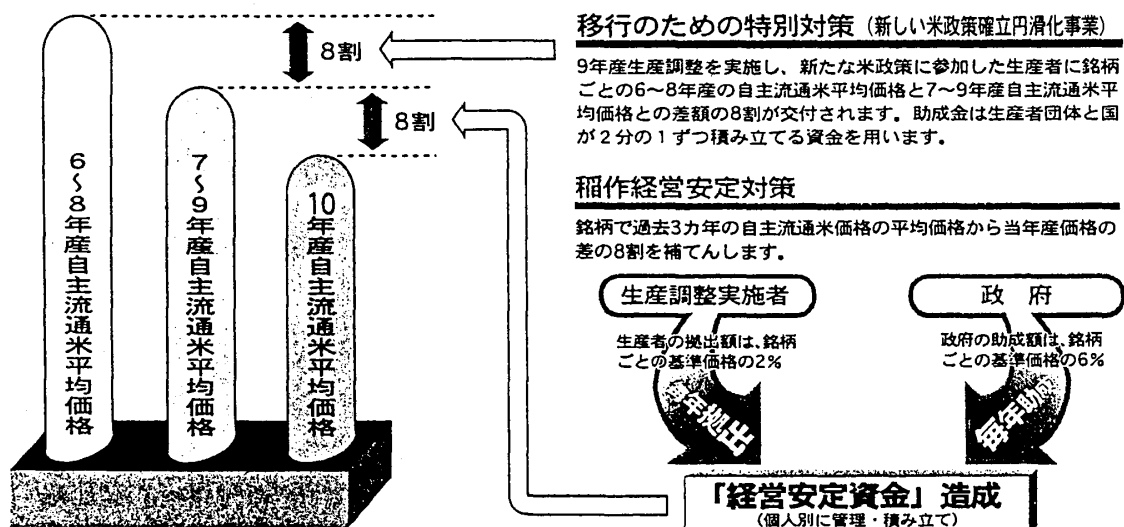


図 8

* 価格上昇・安定時には、経営安定資金は生産者個人別に生産者拠出分・政府助成分を含めてそのまま積み増し、無事戻しの実現を検討中。

表 8 平成10年度都道府県別生産調整目標面積

都道府県名	生産調整 目標面積 (ha)	対前年 拡大面積 (ha)	生産調整 目標率 (%)	参 考 生産目標数量 (千トン)
北海道	120,520	13,620	47.2	684
青 森	32,810	5,760	36.2	327
岩 手	31,950	6,300	33.7	319
宮 城	32,380	8,510	27.7	426
秋 田	38,540	9,540	29.3	527
山 形	28,630	7,220	28.5	409
福 島	36,230	7,870	31.9	393
茨 城	37,760	7,800	33.2	367
栃 木	36,010	6,900	34.7	330
群 馬	12,340	1,910	40.1	87
埼 玉	21,800	3,600	37.9	166
千 葉	27,850	6,240	31.9	300
東 京	440	30	60.1	1
神奈川	3,140	330	48.4	15
山 梨	4,870	550	46.3	28
長 野	24,630	3,680	38.7	216
新 潟	44,330	11,550	28.0	598
富 山	16,740	4,260	28.2	215
石 川	12,000	2,820	29.7	139
福 井	9,770	2,970	24.8	147
岐 阜	17,290	28,50	37.4	130
静 岡	13,500	1,860	42.7	88
愛 知	20830	3,230	39.5	153
三 重	17,320	3,510	33.2	163
滋 賀	12,440	3,810	24.5	188
京 都	8,710	1,750	33.0	83
大 阪	6,100	680	49.3	29
兵 庫	27,970	4,170	39.6	192
奈 良	8,470	1,050	45.0	48
和歌山	6,080	840	41.9	38
鳥 取	9,150	1,530	37.1	76
鳥 取	11,490	2,230	33.8	106
岡 山	21,840	3,760	36.7	180
広 島	18,180	2,890	38.2	139
山 口	15,630	2,700	36.1	128
徳 島	9,310	1,460	39.6	65
香 川	10,400	1,650	38.1	78
愛 媛	10,780	1,760	37.8	83
高 知	13,070	1,380	47.7	56
福 岡	27,700	4,310	38.8	207
佐 賀	13,060	3,120	29.4	15
長 崎	8,970	1,570	35.8	68
熊 本	28,200	4,380	39.0	213
大 分	15,620	2,800	35.	131
宮 崎	17,000	2,370	42.0	107
鹿児島	20,610	2,810	42.1	127
全 国	963千ha	176千ha	35.5%	873万t

注 1) 98年度生産調整目標率=98年度生産調整目標面積
÷96年度水稻潜在作付面積

2) 水稻潜在作付面積=水稻作付面積+生産調整実施
面積-米による生産調整(需要開発米等)

3) ラウンドの関係等により、全国計と内訳が一致し
ない。

表 9

【平成9年産米】

(玄米60kg当たり、円)

	1 類 (+400)	2 類 (+250)	3 類 (±0)	4 類 (▲350)	5 類 I (▲600)	5 類 II (▲750)
1 等 (±0)	16,492	16,342	16,092	15,742	15,492	15,342
2 等 (▲320)	16,172	16,022	15,772	15,422	15,172	15,022
3 等 (▲1,320)			14,722	14,422	14,172	14,022

【平成10年産米試算価格】

(玄米60kg当たり、円)

	1 類 (+400)	2 類 (+250)	3 類 (±0)	4 類 (▲350)	5 類 (▲750)
1 等 (±0)	16,141	15,991	15,741	15,391	14,991
2 等 (▲320)	15,821	15,671	15,421	15,071	14,671
3 等 (▲1,320)					14,324

注 1) 4 類(北海道): ほしのゆめ、きらら397、
ゆきひかり、ゆきまる、空育150号

(1) 96年産備蓄調整保管緊急対策(226億円)

96年産自主流通米在庫(金利・保管料等)に
関する助成措置

(2) 97年産自主流通米需給改善促進特別対策
(289億円)

97年産自主流通米在庫(金利・保管料等)に
関する助成措置

(3) 新たな政策への移行対策(406億円)

98年度の新たな米政策に参加し、生産調整に
積極的に取組む生産者に対して、97年産自主流通
米出荷に対し94～96年産の自主流通米平均価
格と95～97年産自主流通平均価格との差額80%
を交付。

財源は、半分を生産者団体とし、残りを政府
助成による。したがって、生産者の実質手取り
については、補填基準価格の差額40%程度。

(図 8)

5) 生産調整面積配分

生産調整の配分については、今回拡大される面積を97年産主食用水稲作付面積で配分することが決定され、北海道への追加面積は13,620haと12.7%の増加となり、生産調整目標率は47.2%。全国で5番目に高い目標率であるが、都府県との格差は、1.53倍から、1.37倍に縮小。(表8)

6) 政府買入れ価格

現行算定方式によって算出され、自主流通米価格の下落の影響を受けたことにより、全国平均で2.5%減少し前年産より412円下がり15,805円/60kg。北海道米は、銘柄区分変更で4類となったため、きらら1等(裸価格)で0.7%減少の101円下がり、15,391円/60kgと全国平均より減少率は縮小。(表9)

2. 新たな米政策の課題

全体的な結果としては、財政構造改革のキャップがはめられている中で、農水省の予算を工夫し、さらに後年度予算も活用することによって、現行

予算額4,000億円(2,000億円×2年)を2,000億円上回る6,101億円もの予算確保と新たな仕組みができたこと。また、新たな米政策への移行対策として97年産にも一部価格補填措置がなされたことや、北陸を中心に傾斜配分の強い意向の中で、主食用水稲面積で配分されたことから、ある程度の傾斜配分が是正になるなど、本道にとって総体として評価できる運動結果となった。

しかし、専業農家の多い本道として今後取組んで行かなければならない課題点がある。

1) 大規模農家など担い手層の育成政策と地域事情にあった農業政策の確立

92年に公表された新政策(新しい食料・農業・農村政策の方向)では、21世紀に向けて、我が国農業・農村の確固とした基盤を確立すべく、今後の政策の論点整理と方向付けについて示されている。

その中で米政策の方向について、表10のように記述されている。

この中で、米管理～a. 産直ルートの拡充、b.

表10 新政策の主要項目と対応状況

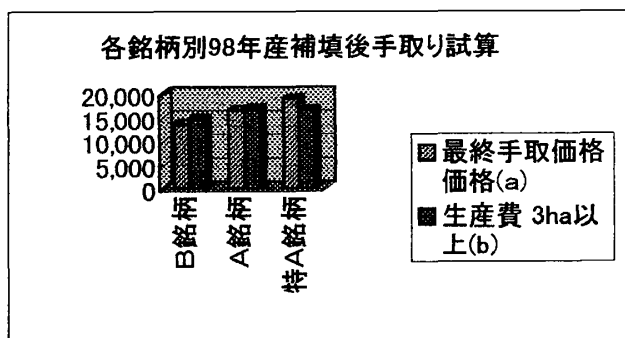
主 要 項 目	食料法	今回対策
① 米の生産調整		
a 適地適作と規模拡大意欲の助長		○
b 転作奨励金依存から脱却		○
c 市場で形成される価格指標やコスト条件を考慮した経営体の主体的な判断によるシステムの変更		○
② 米管理		
a 産直ルートの拡充	○	
b 自主流通米の市場原理の導入	○	
c 流通上の規制緩和	○	
③ 価格政策		
a 需給事情を反映させた価格水準	○	△
b 価格低下と経営体のコスト削減にタイムラグが生じない価格設定		
④ 望ましい稲作経営の展望(個別経営体)		
a 経営規模は、10～20ha		×
b コスト水準は、12千円/俵		×

表11 各銘柄別98年産における補てん試算

(単位：円)

銘柄	販売額	手取価格	補てん額	最終手取	生産費		産地	生産費充足率	
				価格 (a)	3ha以上(b)	5ha以上(c)		a/b	a/c
B銘柄	13,703	10,843	2,838	13,681	14,759	14,569	北海道	92.7%	93.9%
A銘柄	15,225	13,403	3,153	16,556	16,901	16,527	東北	98.0%	100.2%
特A銘柄	17,226	15,455	3,499	18,955	16,667	15,700	北陸	113.7%	120.7%

- ・生産費は、7年産のデータを使用
- ・A銘柄（東北ササ）は、あきたこまち・東北ササグループの単純平均
- ・特A（北陸コシ）は、新潟一般・北陸・関東コシグループの単純平均
- ・B銘柄（きらら）は、北海道米と青森米の単純平均
- ・共計経費の府県が安いのは、自県産消費率が高いため
- ・98年産価格は、97年産価格の87%水準で設定
- ・97年産価格は、96年産価格の90%水準で設定



自主流通米の市場原理の導入、c. 流通上の規制緩和、さらに、価格政策～a. 需給事情を反映させた価格水準の項目については、すでに食糧法にすでに導入されている。また、今回決定された新たな米政策の中に、米の生産調整～a. 適地適作と規模拡大意欲の助長、b. 転作奨励金依存から脱却、c. 市場で形成される価格指標やコスト条件を考慮した経営体の主体的な判断によるシステムの変更の考え方が反映されている。

しかし、価格政策の項目の中のb. 価格低下と経営体のコスト削減にタイムラグが生じない価格設定については、稲作経営安定対策の中にある程度盛り込まれているものの100%の補填がなされていないし、なによりも望ましい稲作経営の展望（個別経営体）のなかで経営規模を10～20haと想定し、コスト水準を12千円/俵（北海道）と設定しているが、今回の価格低落で一番影響を受けるのが望ましい経営体となっている規模の大きな

専門的な農家群となっている。この専門的な農家群への政策配慮が欠けている。

したがって、バラマキ的な政策ではなく兼業農家と専門的農家の政策を区別し、農業に真剣に取り組んでいる専門的農家の育成にたった政策の確立が急務である。

そのためには、稲作経営安定対策における交付については、専門農家の選択により補填率を上げるなどのメニューの設定が不可欠である。また、農業所得の影響は、価格と収量であることから、作物保険と合わせた総合的な所得政策の確立も必要である。

さらに、98年産の銘柄ごとの最終生産者手取り水準を試算すると、新潟・北陸コシヒカリを中心とした特A地区では、生産費を上回る水準となっており、また、北海道米を中心としたBグループでは、5ha以上の経営層であっても生産費を割る水準となっている。（表11）

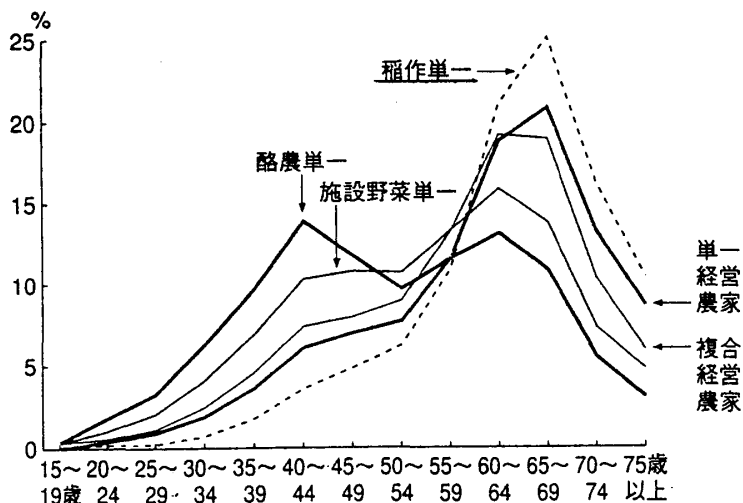
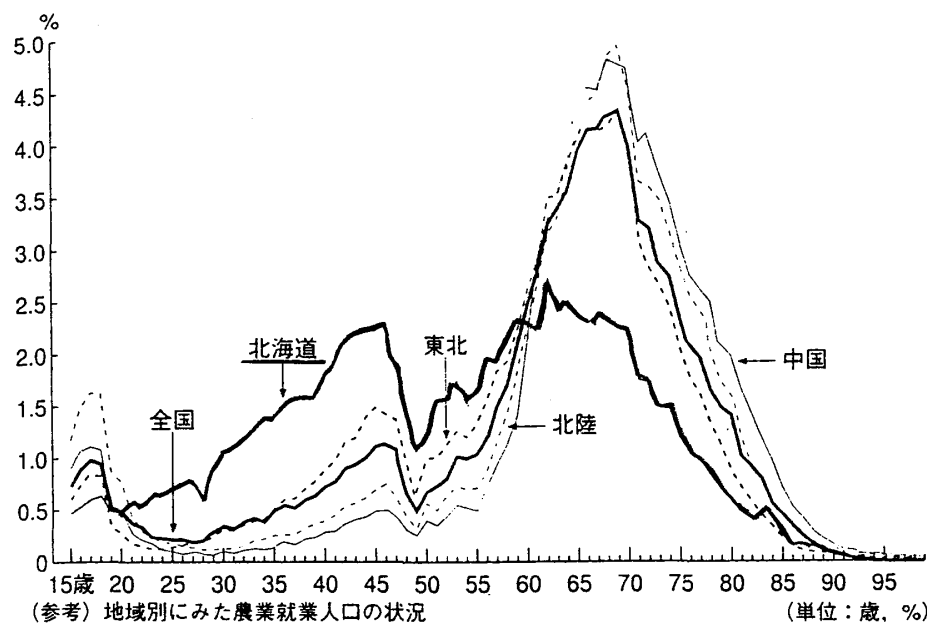


図10 経営形態別にみた基幹的農業従事者の年齢構成（平成7年）

資料：農林水産省「農業センサス」

注）各経営形態の基幹的農業従事者に占める各年齢階層の割合である。



(参考) 地域別にみた農業就業人口の状況

(単位：歳、%)

	全国	北海道	東北	北陸	関東	近畿	東海	中国	四国	九州
平均年齢	59.9	53.1	59.1	61.4	60.1	59.9	60.4	63.4	61.1	58.8
65歳以上比率	46.3	26.7	41.8	51.9	46.9	47.9	48.8	57.4	49.4	42.0
昭和一けた比率	35.3	24.5	37.4	38.9	34.6	34.2	33.8	37.2	35.6	35.6
農業就業人口比率	38.1	63.3	35.3	30.3	38.5	33.9	35.2	38.4	42.3	44.2
若い担い手比率	11.4	20.8	10.5	9.9	11.0	12.7	12.1	8.2	9.8	12.6
女性比率	58.4	51.0	58.0	60.5	58.3	60.4	61.1	60.9	57.9	55.9
年齢階層別	15~24歳	36.5	32.4	39.4	36.6	38.4	31.9	36.0	37.2	38.5
	25~34	70.7	48.9	72.1	79.7	71.9	81.5	78.4	85.1	70.5
	35~44	67.3	51.6	62.7	68.7	69.2	81.5	76.0	79.2	68.3
	45~54	67.8	55.2	62.6	71.8	66.9	78.9	75.5	78.3	67.6
	55~64	63.9	54.6	64.5	70.5	61.9	66.6	67.0	68.5	63.0
	65~74	53.8	50.1	53.4	56.5	54.2	52.6	54.3	56.1	53.6
	75歳以上	47.0	41.9	43.2	48.7	47.1	46.0	48.7	50.4	48.3

図11 地域別にみた農業就業人口（男性）の1歳刻みの年齢層シェア

資料：農林水産省「農業センサス」

したがって、新政策で主体となるべき規模の大きな農家群が多い北海道の専業農家の経営を持続するためには、ただ単なる販売価格の差額補填ではなく農家所得に占める稲作所得依存度や稲作経営の再生産にも配慮する補填の仕組みが必要である。カナダにおける収入保険制度では、補填基準となる支持価格の算出に当たって、各州ごとに農場資材投入価格指数で調整された年間平均市場価格の移動平均価格を採用し、地域の事情とコスト面にも配慮した仕組みが確立されている。¹⁾

なお、今回の米政策論議の中で、生

産費を償えないような米産地は、転作すべきとの意見も出された。しかし我が国の稲作経営の主体が65歳以上の階層となっていることや、年齢別農業就業人口では、本道が比較的弱年層が多く担っていることなどの水田農業生産構造を踏まえると、本道のような担い手の多い地域への政策配慮が、今後米生産力を維持する上で必要である。なによりも、農業に誇りと米への思い入れが強い担い手層の育成がなければ、我が国の稲作は崩壊すると、普段から農業担い手層と論議している中で最近強く感じている。

(図10、11)

2) 水田農業所得向上対策

専門的農家の経営継続のためには、水田農業所得向上を図る必要がある。そのためには、売れる米づくりと、生産調整補助金を有効に活用した転作作物との複合経営の確立が必要である。

(1) 売れる米づくり

食糧法となり市場原理の導入が一層反映され、米についても商品として位置付けられて流通している。このことは、売れなければタダもしくは廃棄となることを今後覚悟して取組むことが必要である。今回の新たな米政策の中では、政府米の買入れについては、98年産から売れた分だけ買入れするルールが確立された。また、売れない銘柄についても買入れ制限することになった。さらに、96年産自主流通米を円滑販売するため、自主流通米を優先に販売するルールが、食糧庁とJA全農の間で取決めが成されている。96年産自主流通米の在庫が多い銘柄については、政府米販売がなされない可能性がある。北海道の政府米は、96年産を中心にほとんど売られていないことから、98年産政府米買い上げ数量は、例年より極めて少なくなることが見込まれている。

政府米として買入れされない場合、自主流通米として取り扱われかなり安い価格で販売しなければ、売れ残る可能性が多いことが想定される。このため、現在の米余り状況が引き続く98、99年の2年間にあっては、自主流通米として販売を行い得る商品価値の高い米の生産・出荷に全力を挙げ、北海道米市場確保に努めることが緊要である。

具体的には、北海道米の需要は、業務用が7割で残り3割が「きらら」や「ほしのゆめ」を中心にした単品販売となっていることを踏まえた販売が必要である。業務用の場合、一定のご飯の炊き上がりと食味が必要で、産地銘柄ごとに一定の割合で配合された米を大量に炊飯して

いる。したがって、供給される米の品質については通年安定し、しかも安定的に供給できる産地が選択される。さらに、価格的にも値ごろ感のある米の供給が不可欠である。そのためには、低コスト生産に加え、広域産地形成・施設化、北海道が定めた水稻優良品種地帯別作付基準の遵守による適地適作、生産技術の高位平準化、品種改良等が求められる。

単品販売については、北海道米として差別化される安全性やおいしさ等を追求し、消費者からリピートされるような高品質で安定的な品質が不可欠であることから、土づくりを始めクリーン農業に基づいた生産技術の高位平準化や、地元道民に食べてもらえる対応も必要である。

(2) 低コスト生産

稲作において、低コストで省力的栽培技術である直播については、現在、湛水直播、乾田直播、折衷直播など様々な手法があり、地域や土壌によって採用する手法が違っている。今後、現地での普及定着化するために、実践圃場の設置による生産現場に適切にマッチした直播手法導入や、普及技術の確立、特に除草剤の開発と、品種改良などの課題が多い。いずれにしても、これらの課題解決を早期に克服し本道における高齢化や低コストへの対応のために今後積極的に取入れることが必要な技術である。さらに、農地の集積や組織化など地域ぐるみで対応するシステムの確立についても取組む必要がある。

個人ベースでは、作業の標準化・マニュアル化に取組む必要がある。酪農においては、早い時期から繁殖時期を逃さないように、繁殖カレンダーを作成したり、素人でも搾乳しやすいように、搾乳作業を乳牛の背後から行うミルクングパラを施設化するなどの新しい技術を取入れ、省力化と効率化、作業の平易化に努めている。耕種地帯においても、圃場ごとの土壌診断分析に応じ、作物ごとの施肥設計や農薬などの

表12 8年と10年との経営類型別比較

8年転作率28%で米価格15.5千円/俵の場合

作目	作付面積	所得		転作奨励金/10a			転作奨励金/戸			最終所得 戸当り
		10a当り	戸当り	とも補償	基本額	加算	交付額	拠出額	手取額	
米	7.2	62,711	4,515,210							
大豆	1.4	25,111	351,554	40,000	7,000	23,000	980,000			
小麦	1.4	4,469	62,566	40,000	7,000	23,000	980,000			
合計	10						1,960,000	560,000	1,400,000	6,329,330

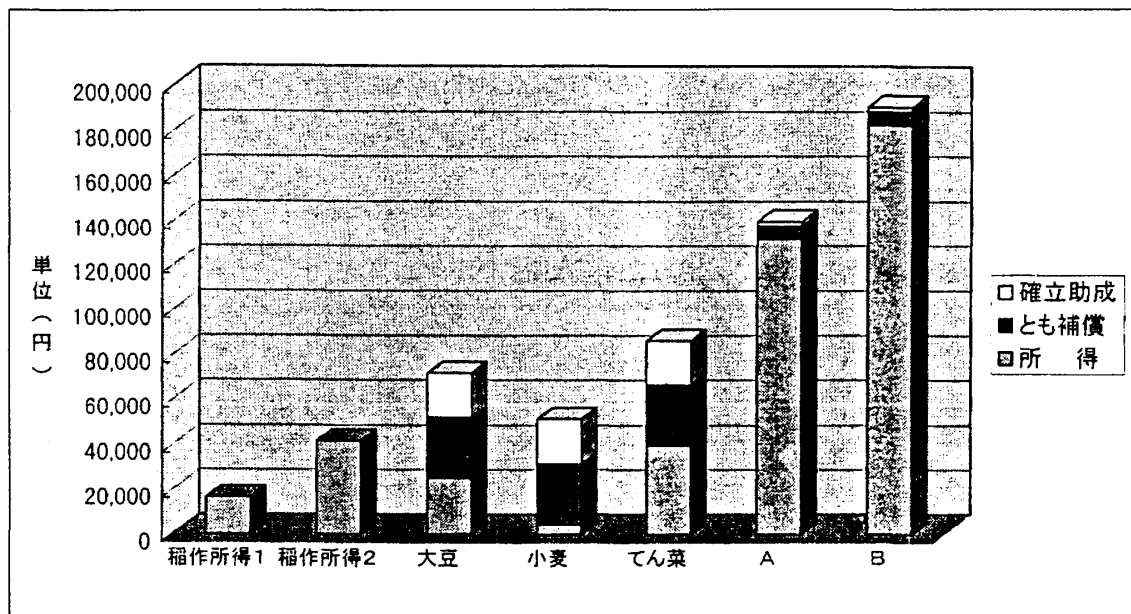
10年転作率35%で米価格13千円/俵

作目	作付面積	所得		転作奨励金/10a		転作奨励金/戸			緊急対策を含む戸当り転作奨励金			緊急対策を含む戸当り所得		
		10a当り	戸当り	とも補償	加算	交付額	拠出額	手取額	5千円タイプ	10千円タイプ	17千円タイプ	5千円タイプ	10千円タイプ	17千円タイプ
米	6.5	41,753	2,713,940											
大豆	1.75	25,111	439,443	30,000	20,000	875,000			87,500	175,000	297,500	87,500	175,000	297,500
小麦	1.75	4,469	78,208	30,000	20,000	875,000			87,500	175,000	297,500	87,500	175,000	297,500
合計	10		3,231,590			1,750,000	300,000	1,450,000	1,625,000	1,800,000	2,045,000	4,856,590	5,031,590	6,329,330

表13 10年産水稻推定所得と転作奨励金を含めた転作作物所得比較

(単位：円/10a 前提)

		稲作所得1	稲作所得2	一般作物			野菜(根菜類)	
				大豆	小麦	てん菜	A	B
所得		16,603	41,753	25,111	4,469	39,670	131,766	182,909
とも補償				27,000	27,000	27,000	6,000	6,000
確立助成				20,000	20,000	20,000	2,000	2,000
計		16,603	41,753	72,111	51,469	86,670	139,766	190,909
緊急対	5千円			77,111	56,469			
	10千円			82,111	61,469			
	17千円			89,111	68,469			



前提

- 1 一般作物の所得は、H2～8年7年間の最高と最低を除いた5年間の平均
- 2 野菜の所得は、H2～6年間5年間の最高と最低を除いた3年間の平均 (H7以降のデータなし)
- 3 小麦の所得は、転作小麦
- 4 稲作所得
 所得 1 米価10,000/俵で設定
 所得 2 米価13,000/俵で設定

生産資材の量や時期をマニュアル化するなどを工夫し、だれでも対応できる仕組みが規模拡大する上で必要である。

一方では、差別化戦略として有機農業（完全無農薬、無化学肥料）などを積極的に取入れ、顔と顔の見える消費者との契約栽培による対応も必要である。しかし、本道が消費地から遠隔にあることや、自主流通米の8割が府県に販売されていること、業務用ニーズが7割であることなどを踏まえると、有機農業の米づくりは一部に限られる。よって本道としては、クリーン農業（低農薬、低化学肥料）を取入れた低コスト生産が主体となるべきであると思う。

(3) 転作作物の受託組織と転作営農の定着化

水田農業所得向上を図るためには、売れる米づくりに合わせて、水田農業の生産性向上が必要であることや、水利の面や米市場評価などを考慮にいれながら、生産調整補助金や転作とも補償、地域間調整の手法を活用しつつ、転作の定着化や地域ぐるみでの転作導入に取り組む必要がある。

また、今回の緊急生産調整は、過剰在庫の減少も含まれていることから、2年後には復田する地域があり、復田しやすい作物の選択や、過去最大の転作面積であることから、転作目標面積の100%達成のためには、土地利用型作物を積極的に取入れる必要がある。さらに、現在ある施設・機械の有効利用を図る意味からも、転作作物の受託組織化などの対応が不可欠である。

(4) 収入の増加対策

今回の生産調整補助金に加え、2年間に麦・大豆・飼料作物生産振興の緊急対策が実施されることになっており、最高額では17千円/10aが交付される。土地利用型作物には、かなりの補助金が交付されることになっている。しかし、稲作経営安定対策の補填があっても最悪の場合98年産生産者手取り価格は13千円/俵程度が想

定されている。今回の緊急生産調整推進対策で道内において一番転作面積が拡大された空知の事例で96年度と98年度を試算すると、10ha規模で最高生産調整助成額50千円/10aに緊急対策事業17千円/10aを加えても、米価低落（15千5百円から13千円）の影響が大きく、所得は1,000千円減少し、5,276千円となる。（表12）

したがって、いままでの転作営農の推進の他に、農家収入を増やす対応が必要である。

① 地域とも補償や地域間調整の活用

全国とも補償の他に、自主的に地域とも補償を行えることが可能となっているが、これへの行政等の支援については、自治省管轄UR対策費の活用や有償による都道府県の地域間調整する等、現行以上の単価の確保が必要である。

② 集約作物の導入

今回、特例作物（野菜など）の助成単価が減少したが、最近時における野菜の生産費調査における所得推移では、根菜類の場合10a当たり131千円から182千円となっており、生産構造や米の価格形成・販売状況、将来的な米需給状況を踏まえ、地域として集約作物の導入について検討する必要がある。（表13）

③ 流通の合理化

北海道の場合、3,400円/俵の流通コストがかかっている。府県と比べ1,200円/俵多い実態となっている。これは、消費地から遠いことから運賃コストが高いことや、低温倉庫への集約や府県に搬送するため米をプールする施設への負担費用である集約保管経費がかかること。さらに、北海道独自として北海道米の啓発や販売促進費などがかかることから、費用がかさんでいる。（表14）しかし、米の販売額が20千円程度であれば、ある程度流通コストがかかっても負担可能であるが、生産費を割る13千円水準では3,400円/俵のコストは負担が大きすぎる。販売する上で負担しなければならない項目を再

度見直しし、経費の軽減化に努める必要がある。また、経費を節減すれば、生産者及びＪＡ経営に結び付く項目もあり、総合的に検討し節減する必要がある。例えば、98年産の場合で考察すると、仮渡をしなければ仮渡金金利が400円は、節減可能となる。また、保管料、入出庫料500円や系統手数料600円を削減すると、ＪＡ経営に影響する。これら３項目で４割強となる。いずれにしろ、経費について明確に公表し、ＪＡ経営を含めて総合的な視野で節約するものは節約するし、強化するものは強化するなどの対応が急務である。

④ 付加価値向上への対応

最近、アウトドアブームで車乗り入れ可能なオートキャンプの増加や、車販売の低迷している中であって、アウトドア用の車種であるＲＶ車が売れている。また、ガーデニングブームで、鉢物やこれに関連するガーデニンググッズが爆発的に売れている。自然回帰への機運が国民的

に高まりつつある。このような影響を受け、本道でも道東の酪農地帯や畑作地帯を中心にファームイン（農村民宿）が取組まれているし、景観コンクールなど個別事例から、集落にまで及ぶコンクールが開催されている。

これらの自然回帰志向を積極的に活用し、グリーンツーリズムに合わせ地場産農畜産物の販売や加工品の販売などを取入れ総合的な農家収入の獲得に向けた取組みも必要である。

３）固定需要確保対策

今後、米主産地として生き残るためには、産地指定や「顔と顔の見える」顧客の確保など固定需要を確保するための販売促進に合わせ、消費者交流事業などの実施や「北の大地のめぐみ愛食運動」の展開が必要である。特に、ＪＡ青年部などが力を入れている体験学習やシンポジウムなどはＴＶによるＰＲに比べ、手間と時間が必要であり地道な活動ではある。しかし北海道米のファンづくり

表14 販売費用（主食うるち米）の見通し

共計費用の推移

（単位：円）

	保管料 入出庫料	運賃	集約 保管	仮渡 金利	系統 手数料	販売拡大 委員会	全国 需給対策	全国 基金拠出	計
6年産 (実績)	392	687	129	277	784	565	356	0	3,190
7年産 (実績)	454	683	92	254	748	625	236	0	3,092
8年産 (実績)	500	600	200	500	700	500	0	200	3,200
9年産 (実績)	500	600	300	500	600	500	0	200	3,200
6年度 対 比	127.6	87.3	232.6	180.5	76.5	88.5	0	0	100.3

	保管料 入出庫料	運賃	集約 保管	仮渡 金利	系統 手数料	販売拡大 委員会	全国 需給対策	全国 基金拠出	計
10年産 (実績)	500	600	300	400	600	500	300	200	3,400

注）販売期間の延長に伴い、金利・倉敷で200円／6ヶ月増嵩する。

には確実に貢献している。これらの点をJAグループとして積極的に取り組んで行くべきであると思うし、さらに、学校給食は補助削減が段階的に行われることが決定されているが、自治省管轄のUR対策費を活用しつつ地元産米を積極的に供給する対応も必要である。

Ⅳ. 最後に、次期WTOへの対応と 新農業基本法に期待

今回の新たな米政策では、水田農家の多面的な役割、特に、水利面やダム機能などの国土保全機能をどう評価するのか。また、世界的にもうすでに食糧危機が押し迫っている中で、国際貢献や自国の食糧を確保する食糧安全保障への観点、さらに農業が生命産業であることの大切さが残念ながら欠けている。これらのことは、農水省だけの問題では無く、厚生省、環境庁、建設省、自治省等、広範な課題であり、今論議されている省庁再編や、

新基本法の検討の中で十分検討論議されてほしい。さらに、次期WTOにおいてもこれらの点を明確にした交渉が必要だと思うし、国民的課題として対応できるよう、私たち生産者団体としても取り組んでいきたいと思っている。そのためには、国民世論形成する上で農業の多面的機能を訴える取り組みや、国民経済に寄与できるようクリーン農業を前提とした低コスト生産に精力的に取り組むことも必要である。

ただ単なる市場原理では、農業の多面的機能や生命産業であることの意義が薄れ、便利で、見栄えがよく、しかも安く、美味しければ良いという農業を追求すれば、将来的に農業は減ぶのはもちろん日本民族も減ぶような気がしてならない。杞憂であれば良いと思うのだが…

引用文献

- 1) 農業総合研究第50巻第3号「農業収入保険制度への接近」吉井邦恒著